

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 令和6年6月25日(火)
開会 午前10時
閉会 午前11時31分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席委員 (委員長)梅村均、(副委員長)片岡健一郎
(委員)谷平敬子、木村冬樹
5 欠席委員 なし
6 出席議員 関戸郁文議長、井上真砂美副議長、水野忠三議員、日比野走議員
7 説明員 行政課長 兼松英知
8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己
9 委員長あいさつ
10 議長あいさつ
11 協議事項

(1) 6月定例会の振り返りについて

木村委員：一般質問のときに、ほかの議員の言葉やほかの議員が前に質問した際の引用について確認しているのか。当該議員はどう感じたのか。当該議員は日比野議員で前の副議長がとの発言であるが、公式な発言でないものを公式な場で発言するのはきちんと本人に確認したか気になった。

片岡副委員長：確認されていない。勘違いされやすいような発言でなかったのか。当局には真意を私から説明した。

木村委員：公式な議会での発言の引用は大事だが、非公式な場の発言を公表するのは難しい問題である。

梅村委員長：正式な場で残るから、発言は気を付けていかないといけない。

日比野議員：気を付けます。

木村委員：以前、職員の非公式な言葉を引用して、かなり紛糾したことがあった。

梅村委員長：しっかり内容確認をして、非公式のことはよほど注意して発言していかないということである。名前の呼び名についても、やはり〇〇議員と呼ばないと、〇〇さんなのはどうか。

木村委員：本会議だったら議員だし、委員会だったら委員という言い方を新しい議員には徹底したほうがよい。

梅村委員長：注意をしていかないといけないことを会派に促すように。

関戸議長：私の反省も含めて、塚崎議員の一般質問で反問権行使をされたが、

反論となった部分があった。取り回しについて、皆さんはどのように思ったか。具体的に事務局長から話してもらいたい。

議会事務局長：塚崎議員の2つ目の質問の中で、財務常任委員会での総務部長の冒頭の挨拶を前段でしゃべって、質問に入って答弁を求めたが、答弁する前に部長が曲解であるという発言をして答弁に入った。質問に対して答弁をするのは、議長の許可で許される範囲内であるが、議事の運営のあり方として、反問のルールを設けている。反問の場合は、休憩をとって議長の許可でもって反問していく。反問というよりは反論の形で事実でなく曲解と話して答弁している。質問者の言っていることが事実でないようであれば、形として議員に対し、発言取消か訂正を求めるべきなのかと。発言として反問的ならよいと思ったが、思いをしゃべったうえでの答弁に入ってしまった。

関戸議長：気づけばよかったが、気づけなかった。質問の形ならよかったと思う。気にせずに議事を行ったので反省である。

梅村委員長：事実でないことが、公式な場で独り歩きするのは避けたい。今まで決めてきた議会運営のルールとして、反論まで認めていない。

関戸議長：質問の話で進めていくほうがよかったかもしれない。なんでそういう発言したのか理解できたので、どう思われますかという話である。

木村委員：議会は言論の府である。思ったことを言うのは大事と思うが、ルールに沿っていなかったのはあると思う。一般質問の場で執行機関側の意に反することを言ったとすれば、発言させてあげないといけないと思う。ルールをしっかりとすればよいかと思う。反論でなかったとしても許される範囲でないのか。発言する機会を与えないと。

関戸議長：ルールが必要になるのか。

梅村委員長：内容はきちんと、公式な場だから正しいことを発信しないといけない。質問形式で心掛けていただければと。エキサイトな場になるとどうしても範囲を超えてしまう。

関戸議長：議長の判断としてよろしいか。今回起きたので、慎重に行いたい。

木村委員：議員側も執行機関を批判する場合は難しい。例えば反論できない場合のときに批判的なことを言うケースがある。難しい問題であり不規則な発言でも発言させるべきでないか。

関戸議長：行き過ぎたら止めることでよいか。

片岡副委員長：質問する形にしたらどうか。曲解したで終わると反論になる。

質問になっていなかったら議長で整理すべきでないか。

関戸議長：質問の形で進めていく。

議会事務局主幹：一般質問時での資料及びモニターについて、一般質問通告時に資料配布とモニター使用があると事務局で処理している。資料を用いる場合は議長の確認を受けることになっている。確認を受けることを議員に伝わっていなかったかもしれないが、議長の確認を受けていない議員がおられた。一般質問当日の午前中に議長の直前の確認を受けて午後からの一般質問に間に合ったケースがあった。事前に本会議のシナリオを作成しているので、間違った議事進行となり議事が混乱することになりかねない。

配布する資料は、質問時に執行機関や議員だけでなく傍聴者である市民も見ている。せっかくの資料が間違っただけで伝わることになりかねない。モニター使用の有無について、事前に変更の申し出があれば議長に報告している。急なモニター使用の変更をされると、例えば質問当日の一番目の一般質問で、モニターを使用しない議員の質問時間が短いと、休憩なしで次の議員の一般質問を行うことがあるが、次に一般質問をする議員がモニターを使用したいのに申し出がなかったために用意できないことが起きる。今一度徹底をお願いしたい。

梅村委員長：この件は、前回確認している。

木村委員：一般質問が月曜日ならば、金曜日に出すのが原則である。

片岡副委員長：受け付けないことでどうか。

谷平委員：議会運営委員会で決めたのだから徹底しないと。

木村委員：当日に出したものは事務局が大変なので、受付しないことでよいのでないか。

議会事務局主幹：先ほども申し上げたが、せっかくの資料が執行機関、議員、傍聴者に迷惑をかけることを懸念している。

木村委員：資料配布、モニターの使用は、前日なり、月曜日なら金曜日までに当該議員が申し出るように徹底すべきである。

水野議員：今回、ギリギリになった事情を説明していただけるなら説明していただきたい。

木村委員：水野議員だって、やったのだから。

日比野議員：言いたいことがある。月曜日の一般質問であったが、提出が金曜日になるので、金曜日の一般質問散会後に、資料を2枚用意していた。議長の確認を受けないといけなかったが、議長に見ていただこうと思ったが、不在だったので困った。前日の午後5時までに事務局に提出しなければならぬならば、少なくとも議長に見せられる体制であってほしい。

関戸議長：メールを受けたので資料を見ているが、内容のところで事務局が資料に出典を書いてほしいと言っているのに、書かなかったからトラブル

になった。出したか出していないかでなく、そこを注意してほしい。

梅村委員長：出典のことはわかるか。

木村委員：出典は必ず書かないといけない。

日比野議員：すいません。気をつけます。

関戸議長：前日の午後5時くらいに言われても、必ず修正して提出されてたと思っても修正されていない。

梅村委員長：午後5時までに議長がいない場合、対応できるか。

関戸議長：対応できる。メールでも見るし、呼んでもらえば資料に目を通す。

片岡副委員長：出すには、スキャナを通せばよいし、議長不在でもできる。

日比野議員：スキャナで…。

片岡副委員長：事務局がやる話だから、出せばよい。

日比野議員：自分で送信する話になりスキャナを使えなかった。次から事務局でスキャナをして、議長に送ってもらえる体制か。

木村委員：いずれにしても、通告でもそうだが余裕をもってやるべきである。通告しても不十分なことがあるのでないか。そういうことがないように事前にもっと練っておくべきでないか。午後5時でいいだろうという議論でなく、余裕をもって議長がいるときに提出できる体制にする。午後5時でもいいけど、出す側の議員も心構えをもっての話である。

水野議員：具体的な質問項目で、不公平な答弁書の扱いについて市の考え方を問うという言い方で、答弁書が不公平なものというか不公平に扱われている前提で、事実として聞くような立て付けになっていて、そもそも執行機関側は不公平だと思っていないと自分は思う。不公平な答弁書の扱いについてとか、ある意味決めつけているか。そういうことは、通告内容として許容範囲内なのか。執行機関側の反問とか反論についての妥当性だけでなく、執行機関側から反問なり反論があった後も議員側はスルーするということか、まったくコメントするでもなく、自分の言っていることが事実だという前提で話を進めていかれたので、それはいかがなものなのかと思うようなのか。

事実と違うのでないかということについて、議事録上に削除せずに載せるのかご意見を伺いたい。

梅村委員長：議事録は、発言したことは載せる。

水野議員：ほかの市議会では削除とか事実と反することは、削除と思うが、岩倉市議会では残るのか。

梅村委員長：閉会前までなら、取消できることはこれまでもあった。決めつけた許容範囲か、個人の考えを尊重するところだから。

木村委員：個人の考えでないか。

片岡副委員長：不公平が事実か事実でないのかは、その人の感じ方でないか。

木村委員：答弁で答えたから。

関戸議長：否定したから。

片岡副委員長：通告の段階で、そういう言葉をとということですかね。

水野議員：文字活字で見た場合に。例えば答弁書の扱いが不公平だと思うがとか、不公平と考えるが市の考えはとかという言い方だったらわかる。

片岡副委員長：言葉足らずで意図はそういうことか。

水野議員：不公平な答弁書の扱いという言い方自体が、それを前提にしている。適切な表現なのかという気がする。

片岡副委員長：アドバイスができるかもしれない。議長が受けた時点でね。

関戸議長：自由な発言は保障してあげないといけないかなと。

片岡副委員長：確認するとか、どういうふうに思うということだね。

関戸議長：良好な関係であれば上手くいくが、コミュニケーションが上手く取れないから。上手くいかない。

木村委員：許容の範囲と思うが、注意ができるなら注意しないと。

梅村委員長：議長の許可の範囲内でお願いする。総務部長も問いかけがなかったのもあったかもしれない。議員として答えていくのが本来はしたほうがよい。

関戸議長：かみ合わない状態になるケースがある。

水野議員：執行機関側からの抗議や訂正要求はなかったという理解でよいか。

関戸議長：今のところない。

木村委員：資料を付ける議員がいるが、文書ばかり書いてある資料を付けて、その資料を読んでおいてくださいというのは、いい加減な資料の提出の仕方は絶対やってはいけない。資料の中で何が言いたいのかしつかりわかる資料にして、その資料を引用して発言するというか、そういうふうにしなないと。資料の挙げ方にもう少し考えないといけない議員がいる。

水野議員：文章に全部の全脈がある。自分の場合は下線を引いたりしてこの部分を扱いたいと明示した。そこだけ切りぬくとまったく違う文脈になる可能性がある。どういう文脈の中で自分が取り上げたいことについて、前後の文章まで含んだ形でないとその部分だけ切りぬくのは印象操作になるので、難しいかなと。

木村委員：資料は読みやすくあるべきである。それを前提に考えてもらわないと、文書を書いてあって、この部分を読んでください、後から読んでくださいは、いい加減である。この部分を読んでくださいでは、前後の文脈

を読まないといけないし、そういう配慮を議員でしっかりしないと、資料を受け取る側は何だと思う。

関戸議長：質問を見せていただいたとき、質問数が多く1時間で終わらないので、減らしたらどうか提案させていただいた。この質問なら1件で2分くらいなので、資料はあるものとなないものが、できるのは考えていただきたい。以前、伝えたがなかなか聞いていただけなかった。

梅村委員長：配る資料は、自分の質問の補足で配るのでなく、言論の府だから、言葉で説明できたらよいが、少しでもわかりやすくするために資料を配るから、資料に触れないと本来はいけないと思う。

関戸議長：解決策は、質問量を減らすことでないかと思う。

梅村委員長：説明できない部分の資料を配ることでなく、わかりやすくするための資料の感覚である。

水野議員：ご指摘のあったわかりやすくということもそうだが、分量については、精査してもう少しボリュームを絞っていきたい。

梅村委員長：やり取りが続いているから、最後のほうは一問一答でない。

水野議員：時間に余裕を持てたらと。

関戸議長：そういうことである。

議会事務局長：請願の訂正について、事務局も含めてできるだけ内容を見たとうえで、本会議に出していかないといけない。

この他に、初日の先議の議案で財務常任委員会の報告の際に時間の誤りがあった。周りの議員が気付いたと思うが、結果的に議長が止めて訂正をしてもらおう形をお願いした。会議録は訂正の形ではなく、重複して記録として残るのでご承知おきください。

また、ライブ配信について、定例会で配信したが、ライブ配信の停止や音ずれが起きた。パソコンが熱を帯び、冷やす工夫をしたが、改善に対する課題を発見した。関連してライブ配信に当たりホームページの画面上の作り直し、要綱の見直しを含めて同時にやらないといけない。9月は難しい。遅くとも年度内を目指す。

請願の第1号と第2号について、採択と一部採択となった。議決後処理経過と結果報告を求めることに決した。執行機関側には文書に付記をして送付するが、その後の処理方法についてルールが決まっていない。何か月後にするとか、定期的な報告を求めるとか、口頭か書面なのか推進協議会で協議していただくことになる。他の議会では、経過を文書で返してもらってホームページ上で公表しているところもある。運用の仕方とか今後に向けて協議していきたい。

梅村委員長：経過の報告について、総務部長と何年か前にやり取りを設けた記憶があり概要がある。それだけでは足りないので、詳細なルールを細かく設けないといけない。

議会事務局長：慣例及び実例集に関して表彰の関係で、演壇で挨拶をした。先例として記載していくことになる。

関戸議長：今までの挨拶は、1回もなかったのか。

木村委員：自分の20年表彰では挨拶をしていない。

関戸議長：当然、挨拶をすると思って挨拶を行った。

木村委員：今までやってないのでないか。

議会事務局長：やっていない。

木村委員：25年から挨拶があるのかと。以前の議員が25年のときに挨拶をしていない。

議会事務局長：全国市議会議長会からの表彰は、20年以上の方は議場での表彰と記載されている。

梅村委員長：今後は、慣例実例集の協議の際に決めればよい。

(2) 決算証書類審査の進め方について

梅村委員長：資料を基に説明

会計管理者と話しをしたところである。最終確認として共通理解として書類を用意した。

必要な項目は、申請用紙を用いる。

申請用紙は、全議員に配付をしていただきたい。データを各会派のパソコンに入れてほしい。

【質疑】

質疑なし

(3) 財務常任委員会における決算審査の進め方について

梅村委員長：事務局から新しい部ごとに審査した場合の質疑部分を用意してもらい、見えてきた部分もある。9月の決算議会であるが、今までどおり款項目の順で行うか、職員の入れ替えも考慮して部ごとで実施するか検討してきたがどうか。

木村委員：正解がない。どちらかをやって支障があれば直していくと思う。大事だと思うのが、傍聴者から見てわかりやすいことと録画配信してもわかりやすさが大切である。いずれにしても決算審査は難しい。順番どおりでも次で順番が変わることがある。議会サポーターからの意見交換会でも意見があった。まずは、これまでどおりの流れで行い、部課が変わることで休憩して入れ替える。執行機関から支障があれば、来年度考えるしかない

いと思う。

片岡副委員長：職員のこととも考えるのも大事であるが、審査のしやすさと見てのわかりやすさも重要である。事務局職員で作成してくれたが木村委員が言われるように正解がない。まずはやってみて、あまりにも入れ代わりがすごいならば、事務局で作成したとおりでないか。

梅村委員長：事務局で作成してもらったのは部ごとでの質疑区分を作成してくれてイメージを見せてくれた。実際に入れ代わるのは課長以下である。課で考えると移動がないような場面もないのかもしれないが、やってみないとわからない。所管が変わった場合、ふれあい広場だと維持管理課になる。維持管理課が土木費に出席していたのが、民生費にも出席しなければならない。桜だと商工農政課から環境政策課に移動したから環境政策課は衛生費から商工費にも出席することになるのか。冊子自体が順番を入れ替えるのか。桜自体が商工費か衛生費かわからない。

木村委員：令和5年度は、今までの所管で来るのでないか。

梅村委員長：意外とやってみないとわからない部分がある。

行政課長：5年度は、基本今までどおりと聞いている。担当課に今までの課が書いてあり括弧書きで新しい課が書いてある。

片岡副委員長：答弁は新しい課になるのか。

行政課長：答弁は新しい課になる。

梅村委員長：入れ替えが出てくる、出てくるのは出てくるだろうけど、思ったより出ないかもしれない。交通安全の関係は、総務部から市民協働部になるが、協働安全課は総務部からずっといることになる。今までどおりも長すぎるから改善しようという目で見ても部ごとで変えていかないといけな。今回、新たに増えるかどうかわからない。様子を見たほうがよいかなという感じである。

木村委員：今回やってみて問題が出たら、改善していく方向でないと難しい。

傍聴者が全然追いきれないと言われたら、変えないといけな。

梅村委員長：議員も結構大変でないか。流れだろうけど。

木村委員：入れ替わりは課だけだから。区分もきりのいいところで考えていかな。

片岡副委員長：目の範囲も変えていかな。

木村委員：事務局は今までのもので、区分表にどこの課と記載してあるとありがたい。

行政課長：執行機関側の効率性でいくと、資料を作っていただくと大変だろうけど、課ごとだと効率的だと内部で話があった。

梅村委員長：実施するなら課ごとで分けないと意味がない。

木村委員：一度やってみて、支障が出てから改善していかないとわからない。

一度、表を作っていたいただいて議会運営委員会でやらないと。

委員長：今年の9月は、今までどおり実施する。（各委員：了承）

（3）の終了後、行政課長が退席した。

（4）令和5年度決算（議会費）に係る主要施策の成果報告について

議会事務局主幹：資料に基づき説明

梅村委員長：議長までの判を押したもののなのか。

議会事務局主幹：議長まで決裁をいただき、企画財政課に提出した。財政担当からは、共通に用いる言葉、文字の配列上の整理について、議会内部で内容の検討について依頼を受けている。

成果報告書の修正箇所について

次のとおり出された意見の内容で修正する。（各委員：了承）

・事務管理費

「市議会だより」の発行状況の表にある内容及び事業費内にある「請願、陳情等」について、陳情が載っていないため「請願等」とする。

・議員活動費

1 行政調査にある「一般質問等」は、委員会代表質問がされたので、「委員会代表質問・一般質問等」とする。

複数の項目を調査しているので、調査内容の前に「・」を加える。

東京都狛江市の「・主権者教育」を「・投票率向上のための主権者教育」とする。

2 議会改革の項目にある4行目の「若者等」を「若者、商工会等」とする。財政担当から「若い世代」の意見が出されたが、「若者」で周知しているので、「若者」とする。

議会サポーターの活動に、議会だよりに関するアンケートについて、19件出されたことを加える。

最後に、ふれあいトークの画像を追加する。画像は事務局に一任する。

木村委員：決算の後に議会報告会を開催したか。

議会事務局長：開催していない。

木村委員：ホームページに常設のアンケートを設けたがアンケートが、提出されたのか。

議会事務局主幹：今のところ提出されていない。

梅村委員長：ふれあいトークの参加者数は議員を含んでいるか。

議会事務局主幹：議員は参加者数に含んでないが、再度人数を確認する。

梅村委員長：議員活動費の執行率が73.1パーセントの理由は何か。

議会事務局主幹：政務活動費の戻入があったことが考えられる。政務活動費は270万円のうち205万円ほどの執行であった。

(5) その他

特になし

1.2 その他

(BCPの見直しについて)

木村委員：議会基本条例推進協議会で、3つのチームにわけて取り組んでいる。災害対応チームについて、気が付いたことは、BCPの見直しは議会運営委員会で行うことになっている。中味について、事務局で検討して提起してくれることになっている。また議会基本条例の条文を改正しないといけない。

梅村委員長：チームで条例をさわるのは、第7章か。

(議会サポーターからの意見について)

梅村委員長：議会基本条例推進協議会で扱う。

議会事務局主幹：先日の堀江議員の一般質問について出されている。

梅村委員長：回答の期日のルールがあいまいになっている。今回の質問はたたき台の回答を作成して決めていくか。

木村委員：議会運営委員会は、答弁者の声が聞き取りにくいことである。

井上副議長：答弁者だけの声か。

議会事務局主幹：答弁者の声だけでなく、堀江議員の質問も聞き取りにくいということである。

井上副議長：傍聴席に近い席だと聞き取りにくいように感じる。

梅村委員長：何かあれば委員会を招集する。調査研究があれば言ってほしい。